

高松市監査委員告示第22号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年7月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)



令和 6 年 7 月 3 1 日

高 松 市 監 査 委 員

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
1	H28	H28.11.30	第33号	意見【重点】	（特定空き家等に係る）緊急安全措置の実施基準の作成について	P6	市民局	くらし 安全安心課	R6.6.12
2				意見【重点】	特定空き家等に関する現状把握について	P7			
3				意見【重点】	（空き家等の）適正管理に対する意識の醸成に関する取組の実施について	P8			
4				意見【重点】	特定空き家化を防ぐための民間との連携について	P9			
5				意見【重点】	（空き家の活用推進方法としての）DIY型賃貸借の周知啓発について	P10			
6				意見【重点】	既存のコンテンツを利用した空き家活用に関する啓発・周知について	P11			
7	H29	H29.11.30	第30号	意見【重点】	団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理について	P9	創造都市推進局	スポーツ振興課	R6.6.17
8				意見【重点】	団体育成・運営支援型補助金等のチェック体制の構築について	P10			
9	R元	R2.2.28	第4号	意見【重点】	収入・支出に係る事務処理について	P14	創造都市推進局	スポーツ振興課	R6.6.17
10	R5	R6.2.29	第5号	意見	附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について	P4	教育局		R6.7.4

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成28年度高松市監査実施計画」、「平成29年度高松市監査実施計画」及び「平成31年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成28年度、29年度及び31年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成28年度の重点取組事項

(2) 市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、市民目線に立ち、昨年度の監査実施計画に掲げた観点はもとより、次の観点に留意して行政監査を実施する。

- ア 市民に提示した市の取組方針（議会答弁、各種計画、公表文等）が、着実に実行されているか。
- イ 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

2 平成29年度の重点取組事項

(2) 市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、これまでの監査実施計画に掲げた観点（※1）にも留意しながら、市民目線に立った行政監査を実施する。

市民目線に立った監査を推進するため、「市民満足度調査」や市民アンケート、事務局職員による現場調査などにより、市政に関する市民のニーズを的確に把握する。

行政監査のテーマについては、市民の関心の高いもの、又は日常生活に密着しているものに着目して選定する。

※1 これまでの監査実施計画に掲げた観点は、次の5点です。

- ア 事務事業は市民のニーズに対応しているか。
- イ 経済性、効率性及び有効性（いわゆる3E）が確保された事務事業が執行されているか。
- ウ 市の発信する情報が、ホームページ等の各種媒体で、適正に提供されているか。
- エ 市民に提示した市の取組方針（議会答弁、各種計画、公表文等）が、着実に実行されているか。
- オ 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

2 平成31年度の重点取組事項

(1) 準公金の管理について

準公金とは、公金（市の会計規則等の適用を受け管理される現金、預貯金、有価証券等）以外の現金等で、市からの補助金等を受ける団体（実行委員会なども含む）のうち、市の職員が管理しているものであるが、公金でないため、その管理や経理事務等については、地方自治法及び高松市会計規則の適用がなく、財務監査（財政援助団体等監査を除く）や会計管理者の審査の対象外となっており、チェック体制が不十分であることから、公金と比較してリスクの高い事務になっている。

本市では準公金を管理・執行する所管課は多数あり、その取扱いも団体により異なっていることから、管理や事務執行の適正性はもとより、経済性・効率性・有効性（いわゆる3E）の観点から、平成31年度は行政監査として準公金の管理について、監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／市民局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第33号	告 示 日	平成28年11月30日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	（特定空き家等に係る）緊急安全措置の実施基準の作成について		
意 見 の 内 容	条例に規定された緊急安全措置が、迅速に、かつ、有効に機能するよう、実施手順を整理し、明文化されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P6		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年6月12日
所 管 課 等	市民局 くらし安全安心課
措 置 結 果	本件意見については、令和6年6月に高松市緊急安全措置実施基準を作成し、特定空き家等に関し、統一した対応ができるよう改めた。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／市民局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第33号	告 示 日	平成28年11月30日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	特定空き家等に関する現状把握について		
意 見 の 内 容	特に危険度が高いとされる特定空き家等に関し、4年毎の調査を待たずに、状況の把握が遅延することのない方策を検討されたい。		
公表文該当 ページ	P7		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年6月12日
所 管 課 等	市民局 くらし安全安心課
措 置 結 果	本件意見については、4年ごとに実施している空き家等実態調査のほか、適切な管理が行われていない空き家等に係る事案については、年間300件を超える近隣住民からの相談・通報等により、実態を把握しており、相談等があった場合には、当該空き家等の状態や、その周辺住民の生活環境に及ぼす悪影響の程度等を現場で確認した上で、相談票を作成している。 また、既に特定空き家とされている物件については、相談票のほか、管理表を用いて定期的に状況を確認している。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／市民局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第33号	告 示 日	平成28年11月30日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	（空き家等の）適正管理に対する意識の醸成に関する取組の実施について		
意 見 の 内 容	相談会に対応できる人材の確保等の体制整備に努め、高松市空家等対策計画に登載したものの、まだ開催実績のない事項を着実に実行されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P8		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年6月12日
所 管 課 等	市民局 くらし安全安心課
措 置 結 果	本件意見については、平成29年10月に創設した高松市空き家相談員制度に基づき、空き家相談員として登録された宅地建物取引士が、空き家の所有者等に対して、管理や活用のノウハウを提供している。 また、令和6年3月に策定した第2期高松市空き家等対策計画において、適正管理に対する意識の醸成に向け、より効果的な取組になるよう、具体的取組を「地域コミュニティ協議会を始め、関係団体等と連携した空き家に関する無料相談会や講座を開催すること」に改めるとともに、空き家に関する無料相談会を月2回開催することとしている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／市民局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第33号	告 示 日	平成28年11月30日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	特定空き家化を防ぐための民間との連携について		
意 見 の 内 容	特定企業への利益誘導に繋がらないよう留意の上、民間が展開している空き家の適正管理に関する各種サービスの概要を、市民に対し周知する策を検討されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P9		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年6月12日
所 管 課 等	市民局 くらし安全安心課
措 置 結 果	本件意見については、平成29年10月に創設した高松市空き家相談員制度に基づき、空き家相談員として登録された宅地建物取引士に、個人が所有する空き家の適切な管理や利活用について、無料で相談できる体制を整備したほか、令和4年4月から、空き家等マッチング事業を実施し、市場に流通していない空き家等を、流通や利活用につなぐ取組を実施している。 また、平成28年12月から、ふるさと納税の返礼品として、市シルバー人材センターが行う空き家管理サービスを、市ホームページにおいて紹介し、空き家の適正管理の周知啓発に努めている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／市民局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第33号	告 示 日	平成28年11月30日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	（空き家の活用推進方法としての）D I Y型賃貸借の周知啓発について		
意 見 の 内 容	空き家の市場流通の促進に繋がるD I Y型賃貸借を、本市のみならず、関係団体等とも連携の上、市民に周知啓発されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P10		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年6月12日
所 管 課 等	市民局 くらし安全安心課
措 置 結 果	本件意見については、令和5年度から、市ホームページにおいて、空き家活用に関する情報として、D I Y型賃貸借について周知啓発を行っている。 また、不動産取引業団体と香川県及び県内市町が協力し、移住希望者向けに空き家等の情報提供を行う空き家バンクのサイトにおいて、D I Y型賃貸借が可能な物件の情報を掲載することとした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／市民局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第33号	告 示 日	平成28年11月30日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	既存のコンテンツを利用した空き家活用に関する啓発・周知について		
意 見 の 内 容	既存のコンテンツを活用し、空き家活用に関する啓発・周知策を効率的に講じられた い。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P11		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年6月12日
所 管 課 等	市民局 くらし安全安心課
措 置 結 果	本件意見については、令和5年度から、市ホームページの住宅総合案内において、空 き家の活用も含めた情報発信を行うとともに、本市以外が実施する住宅制度等も紹介す るなど、既存のコンテンツを利用しながら、空き家活用に関する啓発・周知に努めている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／創造都市推進局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	平成29年11月30日
区 分	意 見【重 点】		
意 見 の 項 目	団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理について		
意 見 の 内 容	補助の廃止又は事業支援型補助金等への移行を前提として、補助対象経費の見直し期限等を設定したロードマップを策定するなど、団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理方策を検討されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P9		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年6月17日
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	本件意見については、令和元年度から、高松市補助金等交付システム見直し基準に基づき、終期の設定及び補助金の見直しチェックリストの作成により、3年ごとに補助金の見直しを行うなど、適正な補助金の交付に努めている。 なお、対象である4事業の事務については、平成30年度に（公財）高松市スポーツ協会へ移管した際に減額の見直しを行っているものの、同協会と本市が連携し、スポーツ振興に取り組んでいるところであり、事業支援型補助金等の減額や廃止による事業の縮小は、地域や団体の交流活動の縮小・低下につながる可能性があることから、同協会における事業運営の動向を確認する中で補助金額の見直しを行うこととしている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／創造都市推進局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	平成29年11月30日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	団体育成・運営支援型補助金等のチェック体制の構築について		
意 見 の 内 容	補助事業者に対し、交付申請時及び実績報告時に財産目録等資産が分かる書類の提出を義務付けるとともに、補助事業者の財務状況を踏まえた補助金額の算定を行うなど、団体育成・運営支援型補助金等のチェック体制の構築を検討されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P10		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年6月17日
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	本件意見に係る補助金については、平成30年4月から、交付申請時や実績報告時に、財務諸表等の関連書類の提出や説明を求め、補助の必要性や用途について確認している。 また、対象である事業の事務については、30年度から（公財）高松市スポーツ協会に移管しており、令和元年度から、高松市補助金等交付システム見直し基準に基づき、終期の設定及び補助金の見直しチェックリストの作成により、3年ごとに補助金の見直しを実施している。 今後においても、これらの対応を継続することにより、補助事業者の財務状況を踏まえた適切な補助金の交付を行うこととしている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／創造都市推進局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	令和2年2月28日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	収入・支出に係る事務処理について		
意 見 の 内 容	収入・支出伺書を作成しない定型的なものについては、一定の基準を設けるなど、事務処理を明確化されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P14		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年6月17日
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	本件意見については、令和6年度から、収入・支出に係る事務処理について、伺書を作成することとした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和5年度／教育局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第5号	告 示 日	令和6年2月29日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について		
意 見 の 内 容	附属機関等に係るホームページ掲載については、附属機関等ホームページ掲載マニュアルに基づき、情報が適時適切に更新され、その正確性を常時確保するための方策について検討されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P4		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年7月4日
所 管 課 等	教育局
措 置 結 果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降、ホームページを更新し、附属機関等ホームページ掲載マニュアルの規定に沿った内容に修正した。 また、令和6年5月に、局内所属長を通じて、附属機関等ホームページ掲載マニュアルに基づき、各所属においてホームページの掲載内容に不備がないか、定期的に確認を行うよう周知した。